

平成 26 年 度

大 阪 市 水 道 事 業 会 計 予 算 書

議案 第160号

平成26年度大阪市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度大阪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数	1,532,000 世帯
(2) 年 間 総 給 水 量	428,119,000 立方メートル
(3) 1 日 平 均 給 水 量	1,172,929 立方メートル
(4) 主 要 事 業 の 概 要	
淨水施設整備事業	3,597,493 千円
配水管整備事業	13,860,976 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	千円 71,599,956
第1項 営業収益	67,939,183
第2項 営業外収益	2,183,200
第3項 特別利益	1,477,573
支 出	
第1款 水道事業費用	千円 75,099,034
第1項 営業費用	51,880,204
第2項 営業外費用	7,155,382
第3項 特別損失	16,003,448
第4項 予備費	60,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 28,762,330千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,473,477千円、建設改良積立金 3,000,000千円及び損益勘定留保資金 24,288,853千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的 収入		8,771,122 千円
第1項 企 業 債	5,700,000	千円
第2項 補 助 金	900	
第3項 固定資産売却代金	4,670	
第4項 工 事 負 担 金	884,669	
第5項 分 担 金	98,301	
第6項 繰 入 金	2,059,464	
第7項 雜 収 入	23,118	
支 出		
第1款 資本的 支出		37,533,452 千円
第1項 建 設 改 良 費	20,615,816	千円
第2項 償 返 金	16,895,778	
第3項 繰 替 金	20,858	
第4項 雜 支 出	1,000	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　　項	期　　間	限　度　額
淨送水設備整備工事	平成　年度 27～57	千円 3,678,000
配水設備整備工事	27～32	14,561,000
給水装置整備工事	27	930,000
営業関連運営事業	27～31	13,599,000
水道情報システム事業	27～36	510,000
合　　計		33,278,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　率	償還の方法
淨配水設備改良事業	5,700,000 千円	普通貸借又は 証券発行（他の 地方公共団 体との共同發 行を含む。）。	年9.5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、當 該見直し後の 利率)	起債年度の翌年度か ら据置期間を含め、 30年内に償還する。 ただし、本期間中に 未償還額の範囲内に おいて借り替えるこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(貯蔵品購入限度額)

第9条 貯蔵品の購入限度額は、3,000,000千円と定める。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一